

8. 4～7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 公共交通機関の現状

豊後高田市においては、他の地方都市と同様、自家用自動車が生計交通の中心となっている。このため、自家用車を利用できない高齢者等の交通弱者にとって、日常の買い物や通院等の基本的社会生活に不便をきたしており、その対策が求められていた。

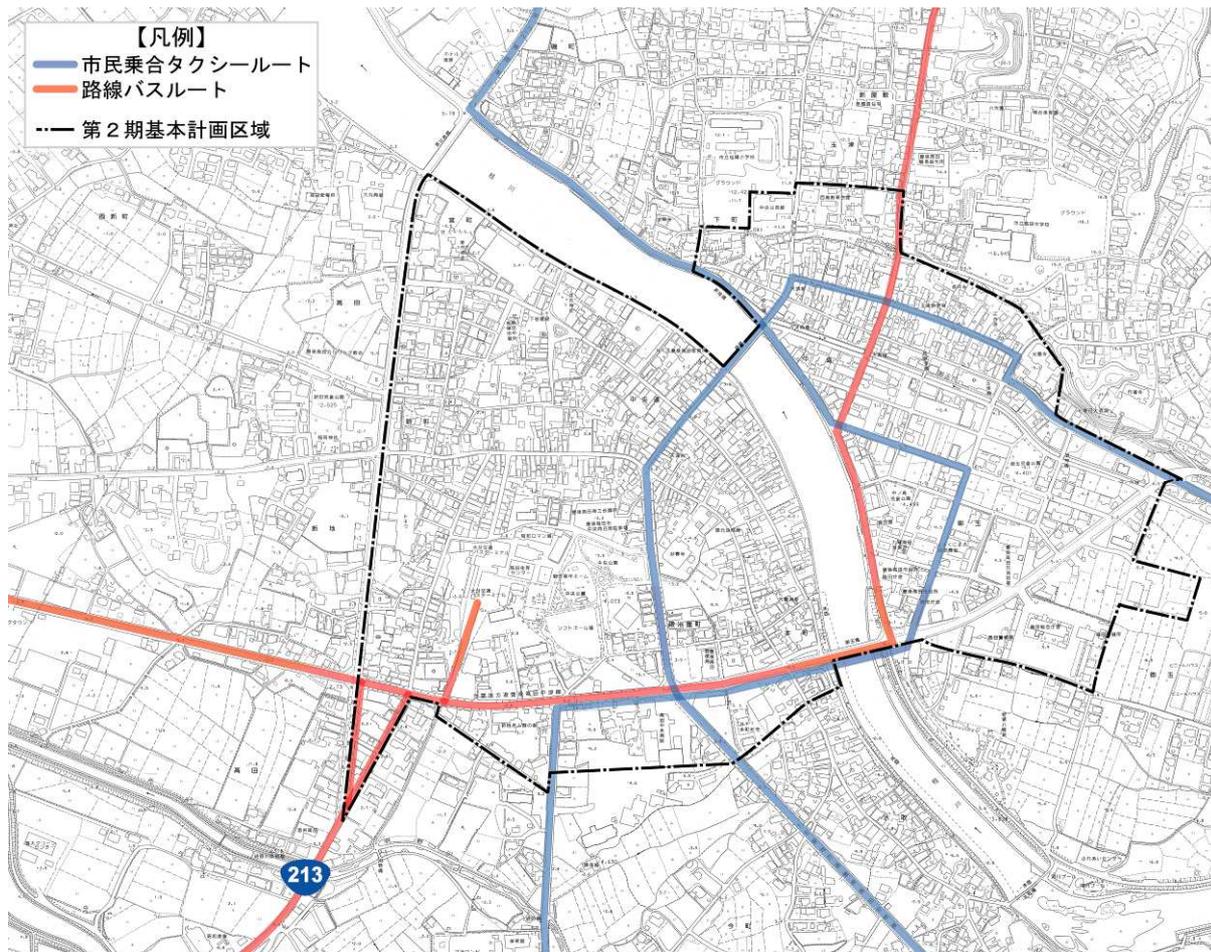
一方で、交通弱者の利用交通手段として大きな位置を占める路線バスは、過疎化の進展、自動車運転免許の普及等を背景に、輸送人員の減少が続き、バス事業者単独での路線維持が極めて困難な状況になり、基幹路線である国道 213 号を運行する国庫補助対象路線以外の路線は廃止に至った。

このような経緯から平成 18 年 10 月から市民乗合タクシーの試行運行を行い、平成 19 年 5 月から本格運行を開始した。運行路線については、以前のバス路線が運行する経路や交通空白地域を中心に設定し、利用実態及び市民ニーズにあった運行形態に随時見直しを図りながら実施している。

また、国道 213 号を運行している基幹路線バスについては、年々乗降者が減少し、停滞化が進んでいる。そこで、周辺部より市内中心部の医療機関・商業施設などを利用する際の利便性向上とバス路線の維持活性化を図るため、70 歳以上の市民を対象に、路線バス、または市民乗合タクシーと路線バスを乗り継ぐ場合に、片道 200 円で乗降が可能な乗車券を市で販売している。

この制度（基幹バス路線維持モデル事業）は、当初、旧真玉町と旧香々地町の地域住民を対象にしたものでスタートしたが、平成 23 年 6 月より利用範囲を市内全域に拡大し、公共交通機関の利用促進を図っている。

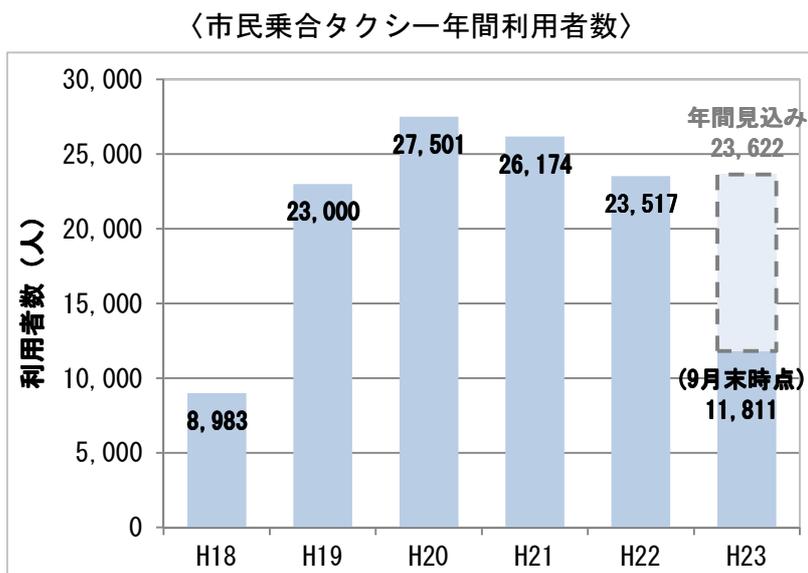
〈中心市街地における公共交通機関の路線〉



1) 市民乗合タクシー年間利用者数の状況

市民乗合タクシーの利用者数については、平成20年度の27,501人をピークに、横ばいから微減傾向となっており、平成23年度の利用予定者数については、平成23年9月末時点で11,811人、年間23,622人程度と見込まれる。

また、当初8系統8路線で実施していたが、利用実態や市民ニーズに対応しながら新規路線の追加や路線変更を行い、現在では、15系統14路線となっている。

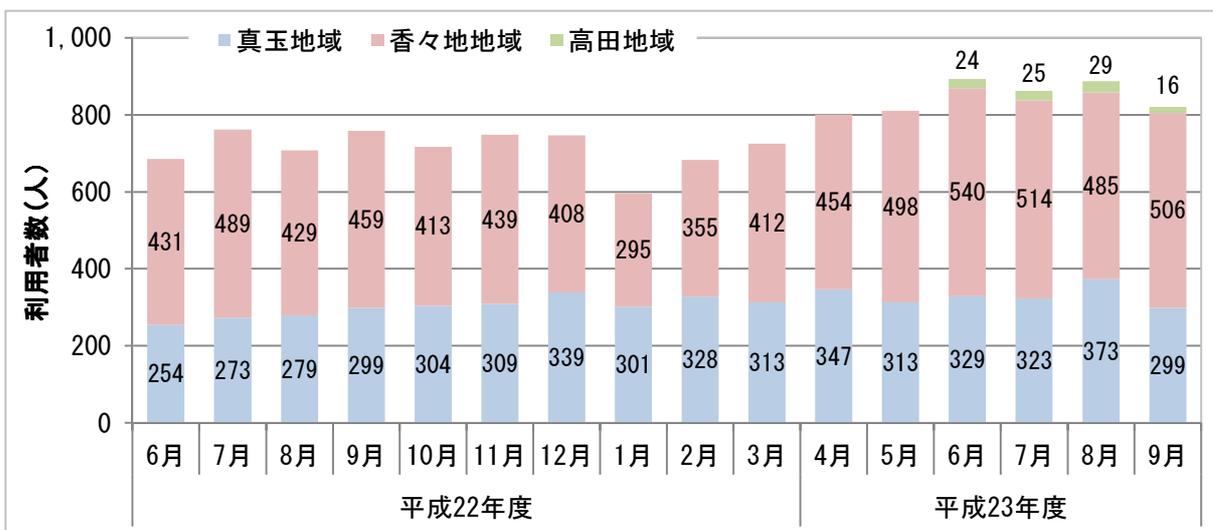


2) 基幹路線バス維持モデル事業（70パス事業）利用者数の状況

市民乗合タクシーの路線については、市町合併前の地域で設定している。旧町村部から市内中心部へは路線バスを利用しないと移動できない状況であり、高齢者にとっては、路線バスの往復運賃が高額になるため、経済的負担の増大が課題になっていた。そのため、70パス事業を平成22年5月から導入した。

また、市民乗合タクシーの路線等についても、高齢者のまちづくりを進める玉津商店街に新たに停留所を設置し、乗り入れを開始するなど、周辺部等に居住する市民の利用促進を図っている。

〈基幹バス路線維持対策事業地域別利用者数〉



〈基幹バス路線維持対策事業地域別利用者数〉

		真玉地域	香々地地域	高田地域	計
平成22年度	6月	254	431	—	685
	7月	273	489	—	762
	8月	279	429	—	708
	9月	299	459	—	758
	10月	304	413	—	717
	11月	309	439	—	748
	12月	339	408	—	747
	1月	301	295	—	596
	2月	328	355	—	683
	3月	313	412	—	725
	計	2,999	4,130	—	7,129
	平成23年度	4月	347	454	0
5月		313	498	0	811
6月		329	540	24	893
7月		323	514	25	862
8月		373	485	29	887
9月		299	506	16	821
計		1,984	2,997	94	5,075

(2)公共交通機関の利便性増進の必要性

自家用自動車が生計交通の中心である本市のような地方都市では、高齢者などの自家用車を利用できない“交通弱者”にとって、日常の買い物や通院等といった基本的社会生活に不便をきたしているため、目標とする②高齢者が楽しいおまち一進化一、③市民がうれしいおまち一創造一の2つの観点から中心市街地の活性化を目指す上で必要性が高く、目標達成に大きく寄与する「公共交通機関の利便性増進」としての事業を基本計画に位置づけるものである。

(3)フォローアップの考え方

基本計画が認定された以降、日報等により市民乗合タクシーの利用者数や停留所における利用者数等の調査を行い、状況に応じて利用促進策などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし。

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし。

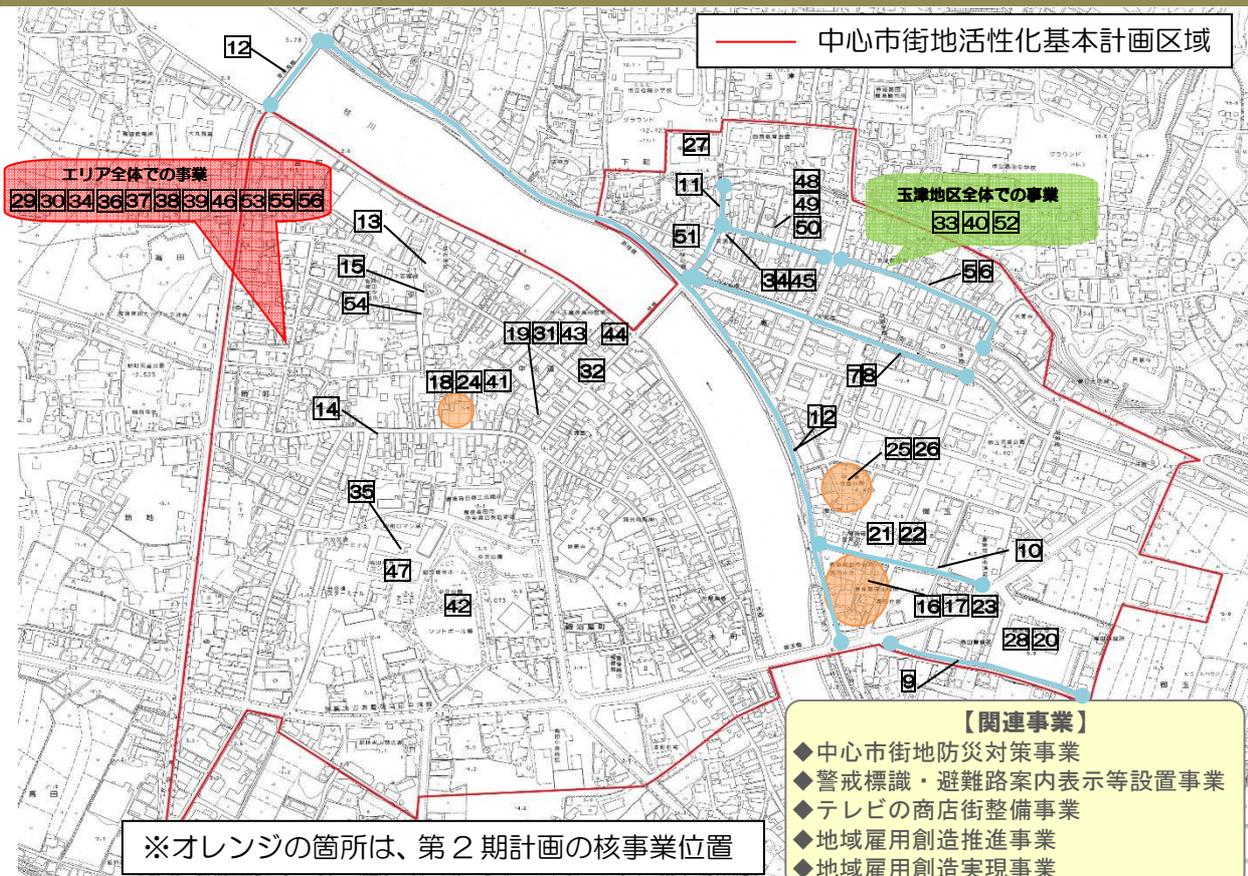
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし。

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>■事業名 市民乗合いタクシー事業</p> <p>■事業内容 地域交通対策</p> <p>■実施時期 H19年度～</p>	市	<p>高齢者等の通院、買い物、車を運転しない者の日常生活の移動手段を確保することにより、福祉・日常生活の利便性向上を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とし、区域内における路線バスの代替として、必要と認める地域の路線を設定し・運行している。</p> <p>②高齢者が楽しいおまちー進化ー、③市民がうれしいおまちー創造ーを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 H19～21年度 ・旧町村部コミュニティバス補助事業 ・廃止路線代替バス補助事業</p> <p>H21年度～ ・生活交通路線支援事業</p>	
<p>■事業名 70パス事業</p> <p>■事業内容 地域交通対策</p> <p>■実施時期 H22年度～</p>	市	<p>旧町村部から市内中心市街地への公共交通機関としては、基幹路線バスが主であるが、運賃が高額となるため、特に交通弱者である70歳以上の高齢者の経済的負担、利便性の向上を図るため、200円で市内中心部に行けるように市が補助をしている。</p> <p>②高齢者が楽しいおまちー進化ー、③市民がうれしいおまちー創造ーを目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 無</p>	

◇4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



※オレンジの箇所は、第2期計画の核事業位置

- 【関連事業】**
- ◆ 中心市街地防災対策事業
 - ◆ 警戒標識・避難路案内表示等設置事業
 - ◆ テレビの商店街整備事業
 - ◆ 地域雇用創造推進事業
 - ◆ 地域雇用創造実現事業

- | | |
|---|---|
| <p>1 市道玉津海岸線改修事業(平成23~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>2 市道玉津海岸線施設等整備事業(平成24~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>3 市道新町上町線改修事業(平成23~24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>4 玉津プラチナ通り美装化事業(平成24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>5 市道上町線改修事業(平成25~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>6 市道上町線美装化事業(平成26~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>7 市道御玉1号線改修事業(平成24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>8 市道御玉1号線美装化事業(平成26年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>9 市道御玉川原線改修事業(平成25~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>10 市道御玉5号線改修事業(平成28~29年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>11 市道下町中伏線美装化事業(平成27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>12 国道213号歩道美装化事業(平成27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>13 宮町商店街景観形成等魅力向上事業(平成24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>14 昭和の町街路灯整備事業(平成24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>15 宮町ロータリーグレードアップ事業(平成26年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>16 御玉市民公園整備事業(仮称)(平成24~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>17 市庁舎解体事業(仮称)(平成26年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>18 高次都市施設(観光交流センター:昭和の町新拠点施設整備事業)(平成25~26年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>19 高次都市施設(観光交流センター:昭和の町魅力発信施設整備事業)(平成26~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>20 高次都市施設(地域交流センター:市民コミュニティプラザ整備事業)(平成25~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>21 高次都市施設(地域交流センター:地域交流センター整備事業)(平成28~30年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>22 地域創造支援事業(健康増進拠点施設整備事業)(平成28~30年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>23 事業活用調査(市庁舎跡地等の活用方策検討調査)(平成24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>24 事業活用調査(新拠点施設コンセプト等検討調査)(平成28年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>25 図書館建設事業(平成23~24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>26 市民きらきら学び塾事業(平成25~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>27 旧図書館活用整備(平成24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>28 新庁舎建設事業(平成24~27年度)</p> | <p>29 まちづくり活動推進事業(平成23~28年度)/社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>30 地域創造支援事業(修景・チャレンジショップ等支援事業)/(平成23~27年度)社会資本整備総合交付金</p> <p>31 地域創造支援事業(昭和の路地裏誘客促進施設整備事業)/(平成28年度)社会資本整備総合交付金</p> <p>32 地域創造支援事業(まちなか居住促進施設整備事業)/(平成28~30年度)社会資本整備総合交付金</p> <p>33 地域創造支援事業(玉津プラチナ通り元気いっぱい事業)/(平成28~29年度)社会資本整備総合交付金</p> <p>34 昭和の町・プラチナ通り等活性化事業支援(平成23~28年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>35 拠点施設再点検強化事業(平成23~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>36 ボンネットバス活用支援(平成23~27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>37 昭和の町のあり方検討調査(平成23~25年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>38 まちの魅力度調査(平成27年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>39 昭和の町発! 広域観光確立推進事業(平成23~25年度)</p> <p>40 “おまち”ブランド推進・活性化事業(平成23~25年度)</p> <p>41 昭和の町新拠点施設オープニングイベント(仮称)(平成27年度)</p> <p>42 昭和の町・中央公園活用(夏季・秋季)イベント(仮称)(平成24~28年度)</p> <p>43 まちなか憩い空間整備事業(平成24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>44 拠点施設活用事業(平成24~26年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>45 中心市街地魅力向上事業(平成24年度)/社会資本整備総合交付金</p> <p>46 観光客まちなか回遊性向上事業(平成24~28年度)</p> <p>47 昭和の町で子育てひろば事業(平成23~28年度)</p> <p>48 玉津プラチナ介護予防事業(平成23~28年度)</p> <p>49 玉津プラチナ健康相談事業(平成23~28年度)</p> <p>50 玉津プラチナ健脳教室事業(平成23~28年度)</p> <p>51 玉津プラチナ笑話館活用事業(平成23~28年度)</p> <p>52 玉津プラチナ通り元気・健康促進事業(平成23~28年度)</p> <p>53 まちなか賑わいづくり支援事業(平成27~28年度)</p> <p>54 宮町等活性化事業(平成27~28年度)</p> <p>55 起業チャレンジ若者支援事業(平成26~28年度)</p> <p>56 起業チャレンジウェルカム支援事業(平成26~28年度)</p> |
|---|---|